

令和5年度過疎対策関係政府予算・施策に関する要望

目 次

1	過疎市町村の財政基盤の確立	1
2	地方創生と人口減少の克服	2
3	住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立	4
4	過疎地域のデジタル化の推進とインフラの整備	7
5	地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出	8
6	集落対策の促進と地域の活性化	10

1 過疎市町村の財政基盤の確立

地方交付税を充実し過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の必要額を確保すること

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方交付税による財源保障機能の更なる充実・強化を図ること。
- (2) 道路整備事業に係る過疎対策事業債の対象要件の緩和を図ること。
- (3) 過疎対策事業債については、本年4月に令和2年国勢調査による新たな過疎地域が加わり全体の過疎市町村数も増加したこと等から、過疎対策事業が円滑に実施できるよう増額を図るとともに、財政融資資金の借入手続きの簡素化を図ること。
- (4) 過疎対策事業債（ソフト分）については、過疎市町村が計画的にソフト事業ができるように限度額を引き上げるとともに、必要額の確保を図ること。
- (5) 過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図るとともに、財政融資資金の償還期限の延長を図ること。
- (6) 防災・減災・国土強靱化のための事業や公共施設等の適正な管理のための事業等については、引き続き必要額を確保し、対象事業の拡大並びに財政措置を拡充すること。
- (7) ゴルフ場利用税については、引き続き存続・堅持すること。
- (8) 過疎対策事業及び公共施設等適正管理推進事業を活用した公共施設の集約化・複合化に伴う統合化前の施設の除却に対しても交付税措置を講じること。
- (9) 農林業振興団体の機械更新等に対して自治体が単独で補助した場合について、過疎対策事業債の対象に追加すること。
- (10) 消防団員報酬の基準額への対応に当たり、「実団員数」が「人口に基づく標準的な団員数」と大きく乖離する自治体については、財政措置を更に拡充すること。

2 地方創生と人口減少の克服

過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を積極的に推進すること

- (1) 地方において産業振興や定住施策をさらに推進していくために、地方創生に係る交付金や地方交付税措置の充実を図るなど国による総合的な財政支援を拡充・強化すること。
- (2) 地方創生を深化させるため、新たにデジタル田園都市国家構想交付金として位置付けられる現在の地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について、規模を拡大するとともに、引き続き、地方が創意工夫しながら柔軟に活用できる継続的な制度とするため、交付要件の緩和及び事務手続きの簡素化を図ること。また、マイナンバーカードの交付率のみをもって申請制限するなどの措置をとることなく、地域ごとの実情や抱える課題等を踏まえた制度設計とすること。
- (3) 地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債における雇用創出特別分を継続し、必要額を確保する等、必要な財政支援を講じること。
- (4) 地方の経済的・財政的自立性を高めるため、過疎地域への移住者の増加、企業のサテライトオフィスの誘致等を進めるとともに、都市部との連携を図り、過疎地域の持続的発展に向けた取組を推進すること。また、移住とテレワーク・ワーケーション・サテライトオフィス拠点推進事業の充実を図ること。
- (5) 地方創生を担う地域人材の育成において重要な役割を担う高等学校及び市町村立の大学が、地元市町村、企業等と連携を図りながら、地元根差した人材の育成強化に取り組むための財政措置を講じること。
- (6) 地方における子育て支援を充実し、保育の担い手の確保に努めるとともに、全ての家庭が安心して子育てができる社会の環境づくりのための措置を講じること。

- (7) 地方において産業を振興し、高規格道路など地方の後れた社会資本の整備を進めること及びストック効果（整備効果）を高めること等により地方に安定した雇用の場を確保すること。
- (8) 過疎地域の人口減少対策の一環として空家の利活用事業の支援を強化すること。

3 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立

医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境の整備等を広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること

- (1) 道路、下水道等全国水準より大きく後れている生活環境施設の整備及び既存施設の長寿命化を促進すること。
- (2) 医師・看護師等を確保・養成し、過疎地域で勤務する体制を整備するとともに、医療法に基づく人員配置標準について、医師及び看護師等の配置に係る規制の緩和を図ること。
- (3) 遠隔医療システム等情報連携システムや多目的医療用ヘリコプターの整備、へき地医療拠点病院等の整備などへの支援を行い、過疎地域の医療を充実すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症患者等の救急搬送体制については、中山間地域・離島等が多い過疎地域の実情を踏まえて支援すること。
- (5) 二次救急の維持や在宅医療の確保に必要な経費に対する支援措置を拡充すること。
- (6) 過疎地域における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、訪問看護・介護、通所介護等のサービスの提供体制の整備及び介護人材の確保に必要な支援措置を講じること。
- (7) 住民の生活交通を確保するため、バス・鉄道・タクシー・航路等の地域交通の維持・確保に要する経費の支援措置を強化するとともに、交通機関に係る規制を地域の実情を踏まえて見直すこと。特に、バス運転手の確保・養成に取り組むための財政措置を講じるとともに、過疎地域において地方自治体を実施するタクシー利用料金の助成に対して、特別交付税等の財政支援をすること。

- (8) 離島航路・空路の維持存続のため助成制度の拡充を図るとともに、離島の経済活性化を推進するため、離島航路の特殊性に鑑み、運賃の低廉化と便数の確保による利便性向上を図るほか、生活物資の輸送に係る支援制度を拡充すること。
- (9) 地域の鉄道を維持するための取組に対し十分な支援を行うとともに、運行計画の変更や廃止の手続き、代替交通手段への転換の可否については、関係する地方自治体の意見を反映できるよう制度の見直しや財政支援を行うこと。
- (10) 過疎地域における買物弱者対策は関係省庁が各種施策について連携し、住民の日常生活に対する支援措置を強化すること。
- (11) 過疎地域の雇用確保を目的として市町村が行う企業用地造成事業、企業誘致を促進するための関係施設の整備等や企業が行う居住施設の確保等への支援措置を講じること。
- (12) 小規模校における教育水準を確保するため、ICT を活用した教育も含め、地域に応じた学級編制基準の見直しと教職員等の適切な配置、複式学級の解消などに必要な措置を図るとともに、幼保、小学校、中学校まで一貫した教育環境の整備を行うために必要な支援措置を講じること。
- (13) GIGA スクール構想により、過疎地域においても学校の ICT 環境は整備されているが、機器の維持管理・更新等についても必要な支援措置を講じること。
- (14) 遠距離通学や離島留学等により寄宿舎生活を送る児童・生徒の家庭の経済的負担軽減のため、スクールバス運営に対する支援、通学費・居住費の支援等の拡充を図ること。
- (15) 給油所は、自家用車や農業用機械への給油のほか、移動手段を持たない高齢者等への灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、過疎地域における給油所の地下貯蔵タンクの改修、簡易計量器の設置等に係る補助対象及び補助率の拡大を図るなど、万全な支援措置を講じること。また、公設民営型による給油所整備など、持続可能な地域社会を維持する上で不可欠な事業を過疎対策事業債の対象に含めること。

- (16) 郵政民営化後、過疎地域における簡易郵便局の一部が閉鎖されているが、住民生活の利便性を確保するため、郵便局の各種サービスを維持すること。
- (17) 住民を災害から守るため、治山・治水事業、砂防関係事業、津波・高潮対策としての海岸事業、防災情報システムの高度化、防災行政無線のデジタル化等の消防・防災施設の整備及びラジオ難聴地域並びに携帯電話の不感地域の解消を推進するとともに、災害・事故発生時等の緊急連絡体制の整備、住民の避難施設や学校・消防庁舎などの耐震化に対する支援を強化すること。
- (18) 過疎地域において、上水道・簡易水道・下水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、今後、急増する施設等の改築・更新について、補助要件の緩和や補助率の引き上げ等を促進し、必要額を確保するほか、事業の統合や管理の一体化等広域化・共同化の推進に必要な財政措置を拡充するとともに、高料金対策への支援の充実を図ること。
- (19) 都道府県等が事業主体となっていく過疎地域の道路関係事業に要する都道府県等への支援措置を拡充すること。

4 過疎地域のデジタル化の推進とインフラの整備

過疎地域におけるデジタル化の推進とインフラ整備等を推進し、過疎地域の課題解決や活性化に向けた取組を促進すること

- (1) デジタル田園都市国家構想の推進の下、過疎地域においてもデジタル基盤の整備等を推進し、過疎地域の課題解決や活性化に向け、5G、IoT、AI等の革新的な情報通信技術を活用した新たな取組に対し、必要な規制緩和を実施するとともに、財政支援措置を強化すること。
- (2) 地域社会のデジタル化を推進するため、地域デジタル社会推進費を継続・拡充すること。
- (3) 光ファイバ等の整備を促進するため、過疎対策事業債における光ファイバ等整備特別分を継続し、必要額を確保する等、必要な財政支援措置を講じること。
- (4) 地上デジタル放送移行から10年以上が経過し、機器の更新が必要となることから、共聴施設等の更新及び維持管理について支援措置を講じるとともに、地上デジタル難視聴地域で運営するケーブルテレビ事業等に対する支援を強化すること。
- (5) 災害時の代替ルートの確保や過疎地域の活性化、都市との交流の促進等を図るため、高規格道路等の道路網の整備を推進すること。
- (6) 過疎地域におけるデジタル化を推進するにあたり、専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた更なる人的支援を行うこと。

5 地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出

農地の利用、森林の管理、漁業の振興、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等過疎地域の環境と特性を活かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること

- (1) 過疎地域の所得向上を図るため、収益性の高い農産物の生産等に資する基盤整備、販売等に資する施設整備等に対し継続的に支援を行うとともに、過疎地域の農業振興と適正な農地保全のため、農業の担い手の確保対策を強化すること。
- (2) 農業の持続的な発展や担い手への農地集積を促進するため、農地や農業用施設の改良対策に対して過疎地域の実情に合わせて支援措置を拡充すること。
- (3) 遊休農地の発生を防止するための支援制度を充実し、遊休農地を有効に再生・利用する取組に対する支援措置を強化すること。
- (4) 間伐や路網整備、主伐後の再造林等の森林整備や木材生産の一体的な推進及び林業の担い手の確保等についての制度並びに財政措置の充実強化を図るとともに、国産材使用の住宅建設等を積極的に進めるため、国税及び地方税において大幅な軽減措置を講じること。
- (5) 漁村の活性化を図るため、漁港・漁場整備の促進、栽培漁業・養殖業の取組、担い手の確保、内水面漁業の振興を図るための河川・湖沼環境保全への取組等に対する支援措置を強化すること。
- (6) 過疎地域の豊かな自然、歴史・文化、特産品などの地域資源を活かした観光及び地場産業の振興、交流人口の拡大を図るための施策への支援措置を講じること。
- (7) 安定した畜産経営のため、過疎地域における産業動物獣医師等の人材確保・育成、遠隔診療体制の構築等に取り組むための財政措置を講じること。

- (8) 過疎地域の鳥獣被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲等や農地への侵入防止等の被害防止対策、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備、運営等に対する支援を拡充・強化するとともに、地域に密着した鳥獣被害対策を行うための専門的な人材育成制度を整備すること。
- (9) 脱炭素化、地域循環型社会の形成のため、再生可能エネルギーの利用促進や地産地消等の取組に対し支援を行うとともに、発電した電気の送電環境の改善を図ること。
- (10) 過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化等過疎地域の持続的発展に資する産業振興を促進するため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、税制の優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補てんすること。また、税制等の優遇措置について、「みなし過疎地域」である市町村全体を対象とすること。さらに誘致企業に対する各種助成制度への支援措置を講じること。
- (11) 担い手不足や後継者不足が深刻な農林水産分野等における人材確保のため、外国人材の受け入れ環境の整備及び定着のための支援措置を講じること。
- (12) 世界的な資源高やコロナ禍・ウクライナ情勢の不安定化等に伴い、食料品をはじめ、燃料、資材の値上げが続いていることから、国民の生活を守るための対策の強化・充実を図ること。

特に、農業生産に必要な肥料・飼料・燃料など資材の高騰により、生産者の負担が増しており、営農を継続できるよう必要な対策を講じること。

6 集落対策の促進と地域の活性化

地域運営組織の形成などの集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進すること

- (1) 集落対策、都市との交流、移住・定住の促進、関係人口の創出、人材の育成、生活交通確保、コミュニティ活動支援などの幅広いソフト事業に対する支援を強化すること。
- (2) 集落の再生や地域づくりを支援する地域おこし協力隊等外部からの人材誘致を含めた人材の積極的活用と集落再編、地域運営組織の形成など集落対策を総合的に推進するための支援措置を拡充・強化すること。
- (3) 移住や定住の受け皿となる新規就労支援や空き家改修、遊休施設の有効活用を促進するための支援措置を拡充・強化すること。
- (4) 過疎地域における農地について、定住促進等を図るため地域に見合った条件の下、宅地等への農地転用許可基準の規制緩和を図ること。
- (5) 地域住民の協力により管理されてきた里道・水路が、高齢化・過疎化に伴い、維持修繕が困難となってきたことに対して支援措置を講じること。
- (6) 地域コミュニティの中心となり、災害時の緊急避難場所でもある集会施設の改修等に対する財政措置を拡充・強化すること。
- (7) 地域の結びつきを深め地域の誇りの象徴である伝統文化や文化財の保存、活用を推進するための支援を強化すること。
- (8) 集落ネットワークの形成など、過疎地域等の持続的発展を支援するための事業に対する財政措置を拡充・強化すること。
- (9) 地域の課題解決のための持続的な取組体制として、地域の住民が主体となった地域運営組織が多様な活動を行える制度を整備すること。